

議案第 14 号

君津市亀山コミュニティセンターの指定管理者の指定について

君津市亀山コミュニティセンターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 施設の名称 | 君津市亀山コミュニティセンター |
| 2 | 施設の位置 | 君津市坂畑 3 2 1 番 1 |
| 3 | 指定管理者 | 千葉県君津市坂畑 3 2 1 番地 1
亀山地域コミュニティ活動推進委員会
会長 鵜田 邦朗 |
| 4 | 指 定 期 間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで |

平成 29 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

君津市亀山コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 亀山地域コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 鵜田邦朗
- 3 所 在 地 千葉県君津市坂畑 3 2 1 番地 1
- 4 設 立 日 平成 1 5 年 9 月 2 8 日
- 5 目 的 等 市民相互の親睦、交流と地域コミュニティ活動を推進し、地域住民の連帯意識の向上と活力ある地域づくりを進めることを目的とする。
目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
(1) 亀山地域のコミュニティ活動の推進に関すること。
(2) 亀山地域の福祉、文化、教育活動の振興に関すること。
(3) コミュニティセンターの管理運営に関すること。（「指定管理者」として指定を受けた場合。）
(4) その他本会の目的達成に必要な事業。
- 6 構 成 員 委員 3 4 人